

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成30年7月～9月）

平成30年7月～9月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
7月5日	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京
7月10日	富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成30年7月～9月）

受付事件の概要

四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第8号事件）平成30年8月16日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する歯科医院がガス（塩素、フッ素を含む。）を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（平成30年（セ）第3号事件・（ゲ）第9号事件）平成30年8月20日受付

本件の責任裁定申請事件は、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金1302万6000円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人の住宅等の財産被害は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(平成30年(ゲ)第10号)平成30年8月20日受付

本件は、申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第4号事件)平成30年8月28日受付

本件は、申請人らが、国分寺市(被申請人)が賃借し、運営している運動施設での剣道の練習で発生する騒音により、睡眠妨害、心臓動悸等に悩まされ、また、精神的苦痛を受けているとして、同運動施設を運営している被申請人に対し、申請人ら宅の防音対策費用及び精神的苦痛に対する慰謝料として、損害賠償金合計385万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

(平成27年(セ)第10号事件)

1 事件の概要

平成27年12月25日、愛知県知多市の住民1人から、船舶等製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、その所有する車両を被申請人の事業所と隣接する申請人の勤務地内にある駐車場に駐車していたところ、被申請人の事業所の作業により細かい白色の塗料のようなものが飛散し、申請人の所有する車両に多数付着したとして、修理費用等63万7013円の損害賠償金等の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、参考人尋問を実施するなど、手続きを進めた結果、平成30年8月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(平成29年(セ)第3号事件・平成29年(ゲ)第1号事件)

1 事件の概要

平成29年2月6日、高知県高知市の住民1人から、隣接する缶詰会社を相手方（被申請人）として責任裁定と原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定は、申請人に生じた動悸、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2200万円の支払を求めたものです。

また、原因裁定は、申請人に生じた動悸、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人の工場から悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものである等の原因裁定を求めたものです。

裁定委員会は、平成29年3月14日、これらを併合して手続きを進めることを決定しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、高知県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人の工場から生じる騒音・振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査、申請人本人、被申請人代表者及び参考人の各尋問を実施するなど、手続きを進めた結果、平成30年8月29日、責任裁定申請事件については、本件申請を棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部認容その余の申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件

（平成29年（ゲ）第4号事件）

1 事件の概要

平成29年7月4日、静岡県富士宮市の住民1人から、改良柵設置者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅敷地に生じた地盤沈下は、被申請人が設置した改良柵4個に亀裂、部品同士の接合部分のずれが生じ、また、全ての改良柵が沈下したことにより、改良柵及びこれに接続する下水管に亀裂、隙間が生じ、そこから下水管内に申請人宅の敷地地下の土砂が流入したことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、地盤沈下に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続きを進めた結果、平成30年9月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。